

用その他移民以外の適法の目的のため、自己の通常居住する締約国領域以外のいずれかの締約国領域にはいり、その訪問した領域における滞在中、いっさいの収入を得る職業に従事することなく3箇月をこえない期間滞在する者をいう。

3 観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約の定義「旅行者(tourist)」とは、人種、性、言語または宗教のいかんを問わず、観光、レクリエーション、スポーツ、保健、家事、研究、宗教的巡礼、商用その他移民以外の適法の目的のため、自己の通常居住する締約国領域以外のいずれかの締約国領域にはいり、かつ、その領域にいずれかの継続する12箇月の期間中24時間をこえ6箇月をこえない期間滞在する者をいう。

(池田 淳)

てんりょくけんさちょう 電力検査長 昭和38年の職制改正で制定された職で、電力区・発電区・変電区に配置される。電力検査掛を指導して、担当区域内の電燈・電力設備の機能のよしあしを検査する職で、これら設備の工事監督を行なうこともある。職制改正前は、電機掛、発電機械掛等の職があった。これらの業務に従事していたが、電気関係保守業務の近代化に伴い、検査と作業を分離して責任体制を明確にする業務体制となったため、これに対応して生まれた職である。→電気検査長。

(森口政雄)

てんりょくじゅきゅうけいやく 電力需給契約 電力需給契約とは、電気の需用者が電力会社から電気を購入する場合に、電力会社が通商産業省の認可を得て定めた電気供給規程により、供給者である電力会社との間に結ぶ契約をいう。

この供給規程は、電力会社が独占供給の立場を利用して不公平な料金をしいることのないよう、通商産業省の定める電気料金算定基準により計算され通商産業大臣の認可を得たものである。したがって需用者は原則として供給規程以外の料金その他の供給条件によって電気の供給を受けることはできない。

しかし特殊な場合で供給規程によらないで個々に通商産業大臣の認可を受けて、需給両者協定した供給条件で電気を使用することができる通常特約と呼んでいるものがある。また個々の需給契約で特に明記しない場合には、需給両者はそれぞれ供給規程に規定された責任を負うものである。このことから電気の需給契約は供給規程に付従するもので、いわゆる付従契約の一種である。

供給規程のうち特に契約に関するものの一部を記載すると、次のとおりである。

需用家が電気を使用しようとするときは、まず「使用申込み」を電力会社が定める申込書に、次の事項を記入して電力会社に対して行なうものである。

需用場所・契約種別・供給種別・供給電気方式・契約接続設備・供給電圧・契約最大電力・業種・用途・使用期間、その他必要な事項。

この使用申込みを電力会社が承諾したときに、需給契約は成立したことになる(この場合工事負担金契約を行なうこともある)。しかし需用場所の需給地点について需用者が必要とする場合は、契約種別ごとに実施細目についての正式な需給契約書を作成することとされ、一般家庭用以外は、これを作成しているのが通例のようである。需給契約書の様式は申込書の様式を基準とし、申込書の記入事項のほか

需給地点・計量地点・責任分界点・財産分界点・需給開始日・契約有効期間、その他規程上必要事項。を記入する。なお、この場合の契約期間は原則として1年以上である。

国鉄において需給契約をだれが行なうのかについては、「電気管理規程」に、その事務処理区分は「電気契約事務処理基準規程」にそれぞれ定められている。すなわち、電気運転用電力の契約については、担当支社長等が電気局長の承認を得て行なうものとし、これ以外の契約については、担当支社長等が専決のうえ行なうこととしている。(土屋 昭)

てんりょくじゅようそうてい 電力需用想定 電力需用想定は電気の過去の実績に基づいて将来の需用の伸びを想定するものである。この需用想定に基づいて電源の開発その他供給設備の増強計画が立てられ、一般には長期と短期とに分けられている。

1 一般の需用想定

わが国の長期の電力需用想定は、経済企画庁・通商産業省公益事業局・9電力会社を中心になっている「日本電力調査委員会」で行なっているが、国鉄もこれに参加している。この委員会は、毎年2回報告書を発表して5年先における日本の需用の想定を行なっている。

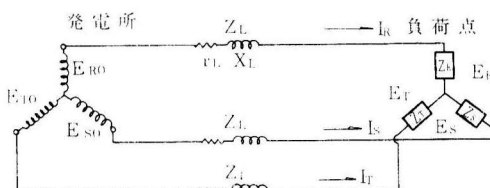
また、短期の需用想定は通商産業省が電気事業法第29条に基づいて、電力会社から報告させているものを調整のうえ立てた計画で、毎年通商産業省が「電力需給計画の概要」に発表している。

2 国鉄における需用想定

国鉄における需用想定の基本は、国鉄の長期計画であって、その中に表われる電化、輸送増による所要電力の増加を電力原単位、輸送の伸び率、電化方式、時期等を考慮して策定する。短期の需用想定は発電所の運転計画、翌年度の予算要求および*受電認可等通商産業省への手続、契約更改等電力会社の折衝の基礎となる。長期の需用想定は経営の長期計画・電化計画あるいは設備の増強計画など、すべての計画の基礎となるものである。(土屋 昭)

てんりょくふへいこう 電力不平衡 (英) power unbalance 発電所では3相平衡電圧を発生し、図-1のように各相負荷が等しいときは、負荷に消費される各相電力は等しい。この状態の負荷電力を3相平衡電力といい最も理想的な場合である。

図-1 平衡負荷例



ところが負荷の性質によっては、各相負荷の大きさ（位相を含めて）が相違する場合もある。この状態では、送電線路の各線に流れる電流の大きさ（位相を含めて）が違うので、各相線路インピーダンス降下に不平衡が生じ、このため負荷点各相電圧が違ってくる。すなわち負荷が不平衡であると、負荷点各相電圧に不平衡が生ずることになる。この状態を電力不平衡状態という。

電力不平衡を表現するには、一般に対称座標法を用いて、電圧または電流の正相分と逆相分の比の百分率をもって表わしている。各対称分は次のように定義されるので、たとえば図-2においてR相を基準とすると、第4式で示される。

零相分とは各相電圧、または電流のベクトル和の1/3
すなわち、